

鳥取県漁業経営能力向上促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県漁業経営能力向上促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 近年の燃油高騰等による漁業経費の増加、環境の変化による水産資源の減少及び魚価の低迷等による漁業収入の減少により、経営基盤の小さな沿岸漁業は経営状況が悪化しており、設備投資など積極的な経営改善が困難な状況にある。

沿岸漁業者（県内の漁業協同組合に所属するものに限る。）が経営改善に取組みやすい環境を整備し、本県の沿岸漁業を持続可能な産業として具体的な施策を定めた「沿岸漁業振興ビジョン（平成20年12月制定）」の重要課題の一つである「漁業経営の効率化」を図ることで中核的漁業者を増やし、本県沿岸漁業の産業基盤を強化する。

また、燃油高騰緊急対策として、省エネを推進する漁業者を支援する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）」にかかる漁業経営改善計画（以下「改善計画」という。）に基づき、経営能力向上のための事業（以下「補助事業」という。）を行う者のうち、次の要件を全て満たす県内の沿岸漁業者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、別表2の第1欄に掲げる経費については、同表の第5欄に掲げる者を補助対象とし、改善計画の策定の有無は問わず、次の要件を満たす必要はないものとする。

- (1) 20t未満の漁船漁業を主たる生業としている者。ただし、漁船漁業を主たる生業としていない者であっても、過去3年間の水揚高（金額）の平均が、所属する漁業協同組合又は漁業協同組合支所の専業の漁業者の平均を上回っていることを様式第6号により所属する漁業協同組合長が証明した場合には、漁船漁業を主たる生業としている者とみなすこととする。
 - (2) 改善計画を実施中の者で改善計画策定時の年齢が満65歳未満である者
 - (3) 過去3年間に平均90日以上の出漁実績があることを様式第7号により所属する漁業協同組合長が証明した者
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1及び別表2の第1欄に掲げる経費の額（消費税及び地方消費税を除いた経費（以下「補助対象経費」という。）。ただし、同表の第4欄に定める額を限度とする。）に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業の着手を希望する日の30日前までに行わなければならない。

- ただし、操業の都合により、やむを得ない場合はこの限りではない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表1の第1欄に掲げる経費にあっては様式第1号及び様式第2号により、別表2の第1欄に掲げる経費にあっては様式第3号及び様式第4号によるものとする。
 - 3 別表1及び別表2の事業は、1隻につきそれぞれ1度しか申請できないものとする。
 - 4 別表2の（1）から（3）の事業は、補助金の交付申請、請求、受領及び報告等に関する手続きについて、漁業協同組合が事業実施主体から委任を受けて一括して行うことができるものとする。

5 別表2の(4)事業は、補助金の交付申請、請求、受領及び報告等に関する手続きについて、漁業協同組合、漁業組合その他知事が認めた者が事業実施主体からの委任を受けて一括して行うこと。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として申請を受けた日から30日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助対象経費の増額に係るもの

(2) 機器又は漁法の変更

(3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)」に基づく漁業経営改善計画の変更を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表1の第1欄に掲げる経費にあっては様式第1号及び様式第2号により、別表2の第1欄に掲げる経費にあっては様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、規則第25条第2項の知事の承認を受けて処したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月30日から施行し、平成22年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年3月19日から施行し、平成24年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成24年7月4日から施行し、平成24年度に係る補助事業から適用する。なお、別表2の（1）から（3）の事業については、平成24年度から平成25年度までに実施する事業について実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月7日から施行し、平成24年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年3月22日から施行し、平成25年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月22日から施行し、平成25年度に係る補助事業から適用する。なお、別表2の（4）については、平成25年4月1日以降の事業から適用する。

別表1（第3条関係）

1 補助対象経費	2 補助対象機器等の基準	3 補助率	4 補助対象経費の上限額
(1)漁船用省エネ機関の購入経費	次の条件をすべて満たすものであること。 (1) 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）に基づき鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）で定めた沿岸漁業改善資金事務取扱要領（昭和55年5月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。）別表の経営等改善資金の第4燃料油消費節減機器等設置資金の（1）漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。 (2) 改善計画の計画内容に沿った機関であること。		700万円
(2)漁船用機器の購入経費	次の条件をすべて満たすものであること。 (1) 法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別表に定めがない機器については農林水産部長が別に定めるものとする。 (2) 改善計画の計画内容に沿った機器であること。	1/3	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和55年1月18日鳥取県告示第60号。以下「貸付基準」という。）の貸付限度額。 ただし、購入する機器の合計が200万円を超える場合は200万円。
(3)漁法転換のために必要な漁具等の購入経費	次の条件をすべて満たすものであること。 (1) 漁業者自らが漁具を製作する場合は、購入する部材が目的の漁法に必要なものであること。 (2) 改善計画の計画内容に沿った漁具であること。		100万円
(4)漁船の改造のために必要な経費	次の条件をすべて満たすものであること。 (1) 燃油使用率の削減等経営の改善に資することが明らかである改造であること。 (2) 改善計画の計画内容に沿った改造であること。		200万円

(注1) 県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

(注2) 1 補助対象経費のうち、(2)～(4)は組み合わせて利用できるものとするが、(1)は(2)～(4)のいずれとも組み合わせて利用できないものとする。

別表2（第3条関係）

1 補助対象経費	2 補助対象機器等の基準	3 補助率	4 補助対象経費の上限額 (1隻あたりの額)	5 補助事業者
(1) 沿岸漁船用の作業灯をLED化するために必要な経費	沿岸漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置であること。		30万円	県内の20t未満の漁船漁業を営む沿岸漁業者
(2) 沿岸漁船用の白イカ用集魚灯をLED化するために必要な経費	沿岸漁船用の白イカ集魚用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置であること。		100万円	
(3) 沖合底びき網漁船用の作業灯をLED化するために必要な経費	沖合底びき網漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置であること。	1/3	300万円	県内の沖合底びき網漁業者
(4) 船底等付着物防汚作業のために必要な経費	省エネに資するため、船底等の付着物を除去し塗装を施すために要する経費（ただし、1t未満の漁船及び船外機船は除く。）		5t未満の漁船 3万円 5t以上10t未満の漁船 4万5千円 10t以上20t未満の漁船 12円 20t以上の漁船 30万円	県内の漁業者

(注1) 県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

(注2) 1 補助対象経費のうち、(1) 及び(2) は組み合わせて利用できるものとする。

(注3) 別表2の事業は、別表1の事業と組み合わせて利用できるものとする。

様式第1号（第4条、第8条関係）

○○年度鳥取県漁業経営能力向上促進事業計画（報告）書

1 申請者の状況

(1) 氏名（生年月日）	(年月日)	
(2) 漁業経営改善計画の認定日	年月日	
(3) 使用している漁船の漁船登録番号 (漁船名・トン数)	第号 (・トン)	
(4) 過去3年間の出漁日数の平均	平均日	
1年前（平成 年 月～ 月まで）	日	
2年前（平成 年 月～ 月まで）	日	
3年前（平成 年 月～ 月まで）	日	

注 「漁業経営改善計画」とは、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）」に基づき、漁業者が作成する経営改善計画

2 事業の目的

3 事業の内容

（漁業経営改善計画の内容と変わっている場合は理由も記入すること）

4 事業に要する経費の配分

（単位：円）

事業種目	購入機器・漁具名等	補助対象 経費 (算定基準額) (A)+(B)	負担区分	
			県 (A)	その他 (B)
(1)漁船用省エネ機関の購入経費				
(2)漁船用機器の購入経費				
(3)漁法転換のために必要な漁具の購入経費				
(4)漁船改造のために必要な経費				

注 「購入機器・漁具名等」の欄には、（3）は取り組む漁法も併せて記入すること。（4）は改造の内容を記載すること。

5 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

6 その他添付書類

- (1) 漁業経営改善計画の認定通知の写し
- (2) 別紙様式第7号（出漁日数証明書）
- (3) 購入する機器又は漁具及び漁船改造の仕様書及び見積書
- (4) 購入した機器又は漁具及び漁船改造の領収書等支払いを証明する書類

注 事業計画書には（1）～（3）の書類を添付し、事業報告書には（4）を添付すること。

7 県内事業者への発注が困難である場合の理由

※ 県内事業者への発注が困難であることがあらかじめわかっている場合は、理由を記載すること。

様式第2号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県漁業経営能力向上促進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
計					

（注）制度資金を利用する予定がある場合は、その他の備考欄に制度資金名を記入すること。

2 支出の部

（単位：円）

事業種目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
(1)漁船用省エネ機関の 購入経費					
(2)漁船用機器の購入経 費					
(3)漁法転換のために必 要な漁具の購入経費					
(4)漁船改造のために必 要な経費					
計					

様式第3号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県漁業経営能力向上促進事業計画（報告）書

1 申請者の状況

(1) 氏名		
(2) 使用している漁船の漁船登録番号 (漁船名・トン数)	第	号 (· トン)

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業に要する経費の配分

(単位：円)

事業種目	購入機器名・数量等	補助対象 経費 (算定基準額) (A)+(B)	負担区分	
			県 (A)	その他 (B)
(1) 沿岸漁船用の作業灯をLED化するために必要な経費				
(2) 沿岸漁業用漁船の白イカ用集魚灯をLED化するするために必要な経費				
(3) 沖合底びき網漁船用の作業灯をLED化するために必要な経費				
(4) 船底等付着物防汚作業のために必要な経費				

5 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

6 その他添付書類

- (1) 購入する機器等の仕様書及び見積書
 - (2) 購入する機器等の設置予定場所がわかる写真や図面
 - (3) 購入した機器等の領収書等支払いを証明する書類
 - (4) 船底等付着物防汚作業については、別紙「船底等付着物防汚作業対象漁船内訳（計画（実績））」
- 注 事業計画書には（1）、（2）、（4）の書類を添付し、事業報告書には（3）、（4）を添付すること。

7 県内事業者への発注が困難である場合の理由

※ 県内事業者への発注が困難であることがあらかじめわかっている場合は、理由を記載すること。

様式第4号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県漁業経営能力向上促進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
計					

（注）制度資金を利用する予定がある場合は、その他の備考欄に制度資金名を記入すること。

2 支出の部

（単位：円）

事業種目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
(1)沿岸漁船用の作業灯をLED化するために必要な経費					
(2)沿岸漁業用漁船の白イカ用集魚灯をLED化するに必要な経費					
(3)沖合底びき網漁船用の作業灯をLED化するに必要な経費					
(4)船底等付着物防汚作業のために必要な経費					
計					

様

職 氏 名

印

平成 年度鳥取県漁業経営能力向上促進事業費補助金交付決定通知書

年月日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県漁業経営能力向上促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されるとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県漁業経営能力向上促進事業費補助金交付要綱（平成21年3月25日付第200800189460号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 財産の処分制限

要綱第9条第1項の知事が別に定める期間及び同条第2項第2号の知事が別に定めるものは次のとおりとする。

区分	品名	期間
要綱第9条第1項の規定により知事が別に定めるもの		
同条第2項第2号の規定により知事が別に定めるもの		

6 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

水揚高証明書

鳥取県知事 様

下記のとおり水揚高を証明します。

平成 年 月 日

○○漁業協同組合組合長 ○○○○ 印

記

1 漁業者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 過去3年間の水揚高（金額）

漁業者	漁業協同組合又は漁業協同組合支所の専業の漁業者の平均		
1年前 (平成 年 月～ 月まで)	円	円	
2年前 (平成 年 月～ 月まで)	円	円	
3年前 (平成 年 月～ 月まで)	円	円	
過去3年間の水揚高の平均	平均	平均	円

出漁日数証明書

鳥取県知事 様

下記のとおり出漁日数を証明します。

平成 年 月 日

○○漁業協同組合組合長 ○○○○ 印

記

1 漁業者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 過去3年間の出漁日数

過去3年間の出漁日数の平均	平均	日
1年前(平成 年 月～ 月まで)		日
2年前(平成 年 月～ 月まで)		日
3年前(平成 年 月～ 月まで)		日

別紙

船底等付着物防汚作業対象漁船内訳 (計画 (実績))

申請者名

(単位: 円)

(注) 漁協等確認欄は、実績報告時に記入すること。